



# プリペイドカード 基礎知識と新たな動き



長谷川 恭男  
Hasegawa Yasuo

一般社団法人日本資金決済業協会 調査広報部長  
信販会社の企画・広報・渉外業務に30年間従事し、2010年9月、後払い業界から前払い業界に転身。数々の消費者トラブルを経験する消費者決済研究者。

プリペイドカード（以下、プリカ）と聞けば、皆さんは何を頭に浮かべますか。IC型の電子マネーや、昔ながらの紙の商品券でしょうか。「資金決済に関する法律（以下、資金決済法）」では、プリカは「前払式支払手段」として、紙型の商品券をはじめ、磁気型、IC型、サーバ型が定義されていますが、近頃ではVisaやMastercardなどクレジットの国際ブランドが付いたプリカも登場しています。そこで、現在のプリカ事情について、資金決済法での規定をもとに、分かりやすく解説します。

## はじめに

前払式支払手段は、近年消費者の身近な決済手段として広く普及しています。日本はまだまだ現金決済の社会であるものの、日銀の『決済システムレポート2012-2013』によると2012年の電子マネー（IC型）の発行枚数は1億9469万枚に及び、決済金額は2兆4671億円と、5年前の4.5倍に拡大しています。紙型・サーバ型等を含めた前払式支払手段全体では、2012年度発行額は20兆5177億円（前年比7.1%増）\*1です。ちなみに、クレジットカードの決済額も2011年で49兆6026億円\*2と伸び続けています。

一方、総務省の『平成24年版情報通信白書』によるとインターネットの利用者数はこの10年間で1.7倍に増えて、2011年末で9610万人となり、ネット利用による電子決済も増加してきました。また経済産業省の『平成21年消費者向け電子商取引実態調査』では、2兆9290億円の年間売上高を決済手段別にみると、クレジットカードが44.3%、代金引換15.6%、銀行振込・郵便為替15.3%、コンビニ支払い9.3%、モバイル課金6.3%、その他9.1%となっています。

消費者がネット利用の決済を行う場合、現在はクレジットカード番号等をネットのサイトに入力する電子決済が主流となっています。しかし、クレジット情報をネット上に載せたくない人も多いことから、今後この分野においても、サーバ型の電子マネーをはじめ、パソコンに接続するリーダー/ライターの普及によるIC型の電子マネー決済も増えるものと思われます。

## 前払式支払手段の定義

資金決済法では、プリカは「前払式支払手段」といい、

- ①金額または物品・サービスの数量（個数・本数・度数等）が、証券等（証券、ICチップ、コンピューターサーバなどの電子機器）に記載または電磁的な方法で記録されていること
- ②証券等に記載または電磁的な方法で記録された金額または物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること
- ③証券等または番号、記号その他の符号が発行されていること
- ④商品を購入するとき、借り受けるとき、サービスの提供を受けるときに、証券等、番号、



記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用されること

と定義され、これらすべての要件を備えている必要があります。

プリカは、バリュー(財産価値)がどこに入っているかによって類型されます。百貨店等の紙の商品券やカタログギフト券、ビール券では、実際に商品券に金額や数量等が記載されています(紙型)。磁気やICチップにバリューが入っているものはそれぞれ磁気型、IC型といい、利用時の端末や排出されるレシート、リーダーの付いているパソコン、モバイル端末等で残高を確認できます(図1)。

サーバ型には、カード(プラスチック、紙等)が発行されるものもありますが、そのカードにバリューが入っているわけではなく、コンピューター上でバリューを管理しています。カードが

発行される例としては、有名なコーヒーチェーン店のプリカが挙げられます。一見してIC型のプリカと見分けがつかません。端末でないと利用可能残高等が分からない点は同じですが、バリューはコンピューターのサーバ上で管理しているため、カードのID番号が利用者の未使用残高を管理する重要なキーとなるのです。最近百貨店のギフトカードにもこのサーバ型が使われるようになってきました。

カードを発行しない(カードレス)タイプでは、主にネット上に指定されたID番号を打ち込むことでゲーム利用料の支払いや商品・サービスの購入に利用できます。



### 「資金決済法」の制定、 施行までの経緯

前払式支払手段の利用者保護に関する法律は、1932年に施行された「商品券取締法」から始まります。その当時は、商品券やビール券が流通しており、これらが発行する事業者を規制する法律でした。その後1989年に資金決済法の前身である、「前払式証票の規制等に関する法律(以下、プリカ法)」が成立し、翌年施行となりました。急速に普及が進む磁気型プリカの規制をめざすもので、この当時は、テレホンカード、JRオレンジカードなどが流通していました。

それから20年間、大きな改正はありませんでしたが、近年の情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムをめぐる環境の変化に対応し、2010年4月、「資金決済法」が施行(プリカ法は廃止)されました。

旧法のプリカ法から資金決済法への大きな改正点は、「サーバ型」が新たに規制の対象になったこと、銀行以外の民間事業者が為替取引を行うことが規定されたことです。資金決済法による登録を行うことにより、資金移動業者として、1回当たり100万円相当額以下の為替取引業務が可能になりました。

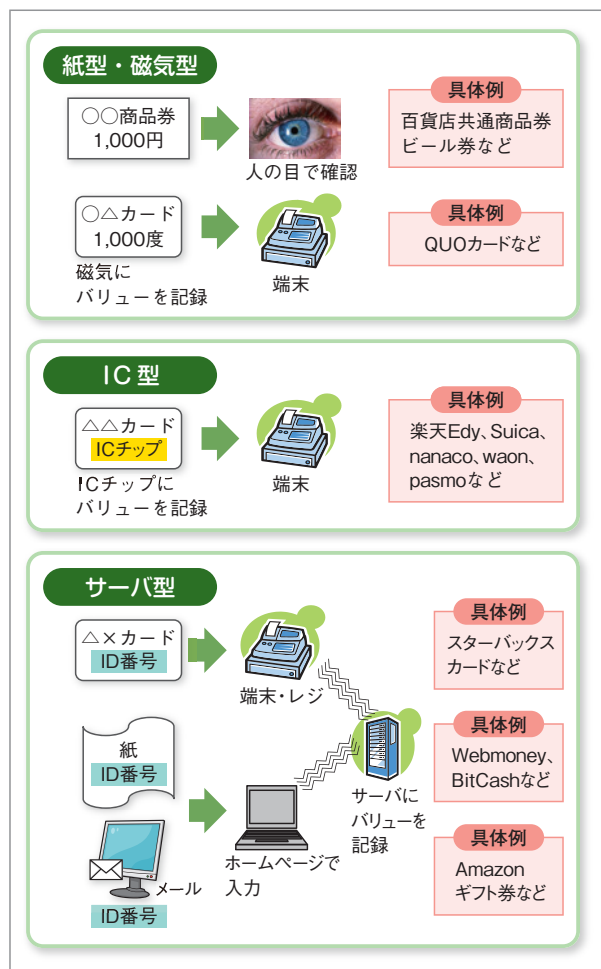


図1 前払式支払手段の種類



## 前払式支払手段発行者の区分

前払式支払手段の発行者は以下のように区分されています（図2）。

### ■ 届出が必要な発行者（自家型発行者）

発行者の店舗で利用することができる前払式支払手段の発行者で、資金決済法に基づき財務（支）局長等へ届出を行った者を「自家型発行者」といいます。発行する前払式支払手段の未使用残高（＝商品券等の総発行額－総回収額）が、資金決済法で定める基準日（3月末または9月末）に1000万円を超えたときに届出が必要となります。

### ■ 登録が必要な発行者（第三者型発行者）

発行者の店舗および第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）で利用することができる前払式支払手段の発行者を「第三者型発行者」といいます。資金決済法に基づき財務（支）局長等へ事前に登録を行うことが必要となります。

前払式支払手段発行者が自家型発行者か第三者型発行者であるかは、金融庁ホームページで確認することができます。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>

→金融機関情報＞免許・許可・登録等を受けている業者一覧＞金融会社

前払式支払手段の発行者が利用者に以下の項目を表示または情報提供するよう定めています。

- ①発行者の氏名、商号または名称
- ②支払可能金額、物品・サービス等の数量
- ③有効期限がある場合はその有効期限
- ④利用者からの苦情相談先（所在地および電話番号等の連絡先）
- ⑤利用可能な施設または場所の範囲
- ⑥利用上の注意
- ⑦ICチップまたはサーバ上に情報が記録されている場合は、使用可能な残高またはその確認方法
- ⑧約款・説明書等がある場合はその旨

紙型商品券や磁気型プリカの場合、上記①～⑥および⑧の項目が現物に表示されていますが、⑤と⑥については、主要なもののみ表示され一部が省略されていることがあります。その場合、詳細は約款、説明書等に記載されていますので確認が必要です。なお、④から⑧については、日本資金決済業協会会員の場合は、発行者に代わって協会が情報提供を行っている場合があります。該当の項目が見当たらないときは、当協会ホームページの「周知委託会員の前払式支払手段の表示事項」を確認してみてください。

日本資金決済業協会ホームページ <http://www.s-kessai.jp/>

## 前払式支払手段発行者に対する主な規制

### ■ 表示義務と情報提供業務

資金決済法13条では、商品券やプリカなどの

### ■ 発行保証金の供託および届出義務、還付手続

資金決済法14条では、自家型発行者および第三者型発行者は、基準日未使用残高が1000万円を超えるときは、当該基準日未使用残高の2分

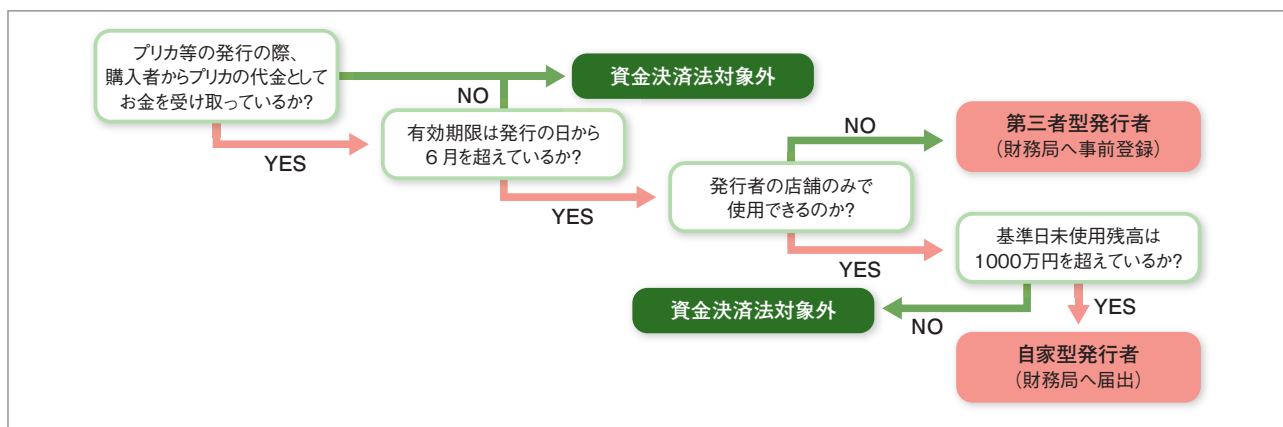


図2 前払式支払手段発行者の区分



の1以上に相当する額を、当該基準日の翌日から2カ月以内に「発行保証金」として供託（保全契約の締結等を含む）しなければならないと義務づけられています。

発行者が破産すると、この発行保証金の「還付手続」が行われます。利用者はこの還付手続により発行保証金から優先的に弁済（配当）を受けることができます。前払式支払手段の利用者は、60日以上のある一定の期間内に未使用分について還付の申出をすべきことが官報で公示されます。利用者は、前払式支払手段の現物、IDが記載されたスクラッチカードや未使用分が分かるプリントアウト画面などを添えて還付の申出をします。その後、申出期間内に集まった申出総額に基づき、各利用者へ支払われる金額が決定され、その金額が配当として戻るしくみです。ただし、発行保証金は上記のように、未使用残高分すべてが保全されているわけではありませんので、全額が戻ってこない場合もあります。

### ■ 発行廃止に伴う払戻し義務

資金決済法20条1項では、前払式支払手段の発行業務の廃止などを行った場合は、利用者に対し払戻しを義務づけています（払戻しの流れについては、図3を参照）。

この「発行廃止」とは、前払式支払手段の発行業務および利用の双方を取りやめた場合を指し、発行をやめた後も引き続き加盟店等で利用

できる場合は廃止に該当しません。また会社が行う「事業譲渡」や「合併」等により発行の業務が承継される場合も除きます。

資金決済法20条2項では、払戻し金額が少額の場合や利用者にやむを得ない事情がある場合など、発行者の業務の健全な運営に支障をきたすおそれがない場合は例外として払戻しが認められているものの、発行廃止時以外の払戻しは原則禁止されていることに留意が必要です。

## プリカの新たな動き

### ■ ブランドプリカの登場

国際ブランド付きのプリカは、ライフカードが約2年前から「Vプリカ」という日本初のネット専用「Visaバーチャルプリカ」の発行を始め、今年の2月には三菱UFJニコスも「e-さいふ」というネット専用Visaバーチャルプリカの発行を開始しました。プリカである性格上、あらかじめチャージされたバリューの範囲内での利用であることに変わりはありませんが、ネット上の国内外のVisa加盟店すべてで利用できる点と、プリカでありながらクレジットカードと同様の通信処理等を行う点が指標となるものです。また4月からはクレディセゾンがドラッグストアチェーン店の「ココカラファイン」の店舗に加え、先の2社同様に国内外のVisa加盟店で利用できる、小売店ポイントカードと「Visaプリ

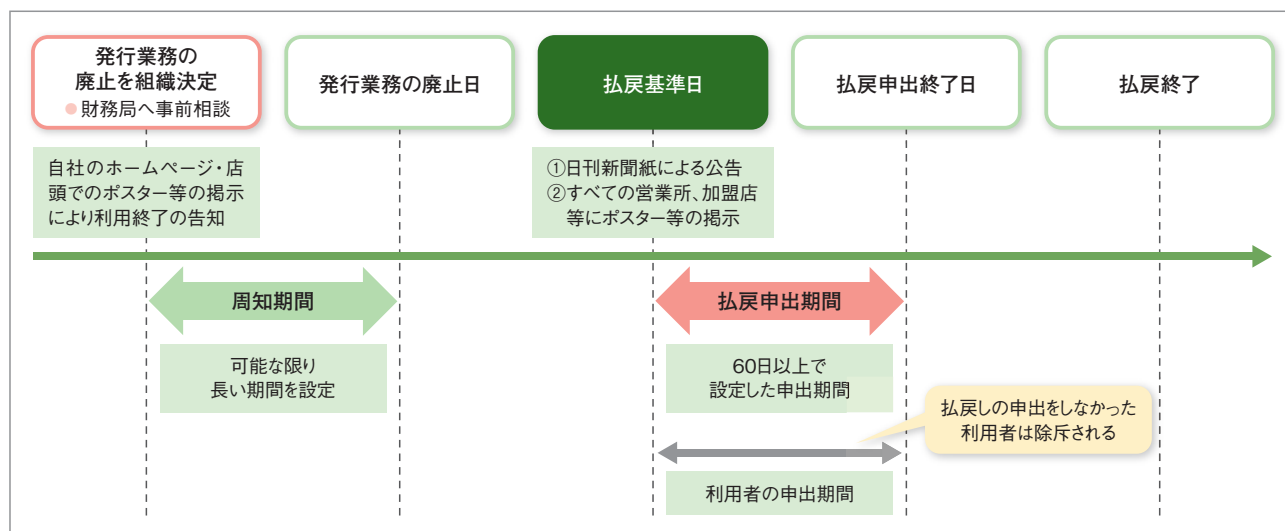


図3 発行廃止等による利用者への払戻しの流れ



ペイドカード」を一体化したカードの発行を開始しました(表)。

これらは、資金決済法上の前払式支払手段として発行されていますが、利用時点ではクレジットカードと変わりません。クレジットカードの与信・限度額ではなく前払いでチャージしたバリュー分が利用枠に充てられるというものです。プリカですが、店舗ではクレジットカードとまったく同じように利用できる点に留意が必要です。他方、金融機関も国際ブランドの付いたデビットカード<sup>\*3</sup>の発行を開始しました。この場合は、与信ではなく金融機関の預金残高が利用枠に割り当てられるというものです。

国際ブランド付きプリカとデビットカードは、利用時点でアクワイアラー(加盟店契約会社)からカードイシューア(カード発行会社)にオーソリゼーション(与信照会)が通信されます。しかし、日本国内においても、いまだに高速道路の通行料金の支払い、一部のガソリンスタンド、飛行機の機内販売などオンラインで通信できないオフライン取引(決済端末がオンライン

接続されていない)が存在します。そのためプリカの場合は、あらかじめチャージしたバリュー以上に利用できる可能性もあります。本人非特定でも発行されるため、発行者は未回収になるリスクを負うこととなります。

昨今特に留意が必要な点として、国際ブランド付きの場合は、国外のアクワイアラーが契約した加盟店での利用も可能となるので、悪質な加盟店での売り上げも発生します。国内でも発行者が決済代行業者に加盟店契約を委託しているのは周知の事実ですが、それがネットのサイトを含め一気に広がりました。

最近ではネットで利用できる電子マネーが悪質業者にねらわれ、決済に利用されたケース(業者が所有する電子マネーの口座にチャージさせるかたちで支払わせる)もあります。

利用者の利便性が上がるとともに、リスクも同じく上がっています。従前の加盟店管理態勢をさらに整備していく必要があると考えます。

## ■ トラベルカードとは？

新聞等では「トラベルカード」と呼ばれてい

表 主なプリペイドカードの概要

主な用途	名称	発行会社	区分 <sup>*1</sup>	カード媒体	チャージ上限額(最高券面額)	有効期限 <sup>*2</sup>	海外ATM利用	実店舗利用	備考
ゲーム・音楽	ニンテンドープリペイドカード	任天堂	前支	あり	5千円	なし	—	不可	
	iTunes Card	アップル	前支	あり	1万円	なし	—	不可	
物品・サービスの購入	Amazonギフト券	アマゾン	前支	カード、メール、シート	50万円(メールタイプ)	カード、メールは1年 シートは3年	—	不可	有効期限は実際に商品を購入するまでの期限。申請により延長可能
	スターバックスカード	スターバックス コーヒー	前支	あり	3万円	なし	—	可 (店舗のみ)	
	Suica	JR	前支	あり	2万円	最終利用から10年	—	可	
	Vプリカ	ライフカード	前支	なし	2万9千円	1年	—	不可	残高を合算すれば最高10万円まで買い物できる
	e-さいふ	三菱UFJニコス	前支	なし	2万9千円	2年	—	不可	
	ココカラクラブカード	ココカラファイ クレディセゾン	前支	あり	5万円	カード券面に表示	—	可	1回のチャージ上限は2万9千円
	ドコモ口座 Visaプリペイド	NTTドコモ	資移	なし	利用限度額 50万円/月	ワンタイムカードは10日、 レギュラーカードは3年	—	不可	銀行口座への払い出し可
トラベル (海外専用) カード	キャッシュ パスポート	トラベレックス ジャパン	資移	あり	100万円	最大5年 (円建てドル建ての場合)	可	可 (海外のみ)	
	NEO MONEY	クレディセゾン	資移	あり	100万円	5年	可	可 (海外のみ)	
	Visa Travel Money Gonna	ジャックス	資移	あり	100万円	カード券面に表示	可	不可	複数通貨対応機能付 カードでの買い物不可

※1 前支→前払式支払手段 資移→資金移動

※2 有効期限が切れた場合でも、チャージされたバリューが無効になるとは限らない

各社ホームページ等の資料をもとに国民生活センター広報室で作成

(2013年12月現在)



るプリカをご存じですか？ 実はプリカといっても前払式支払手段ではなく、資金決済法の資金移動業のしくみを使っています。例えば、あらかじめバリューを入れたカード（プリカ）を持って海外に渡航し、現地の提携ATMから外貨が引き出せるというものです。前払式支払手段では原則払戻しが禁止されていますので、このサービスを行うには資金移動業の登録が必要です。これは資金移動サービスのなかでも「カード・証書型」と呼ばれます。消費者自らが、自分のカードにバリューであるお金を入れて海外に渡航し、それを加盟店やATMで利用する場合でも、資金を移動（送金）することに当たります。

国際ブランドの加盟店での物販・サービスの決済利用だけの場合は、資金移動業の登録は要しません。これらは国際ブランド付きになっているため、一緒に表（5ページ）にしましたが、カード媒体が「あり」で海外専用になっているのは、国内にはまだオフライン取引が存在し、回収リスクがあるために、発行者が利用の制限をかけているものです。また、最近報道されたNTTドコモとVisaの「ドコモ口座Visaプリペイド」もこの資金移動業のしくみを利用しています（銀行口座への払い出しができる）。

資金移動業について、詳しくは日本資金決済業協会のホームページをご覧ください。

### ■ スマートフォンのカード決済端末化

普及が目覚ましいスマートフォンをカード端末化して決済を可能にするものが現れました。従前から高額な開発・端末コストをかけるソリューション\*<sup>4</sup>もありましたが、最近話題になっているのは、安価なコストで導入できる dongle 型（dongle (Dongle) は、コンピューターに接続する小さな装置を指す俗語）です。スマートフォンのイヤホンジャックに丸とか四角とかの装置を装着し、クレジットカードの磁気を読み取り売上処理を行うものです。サービスとしては昨年から登場し、PayPal Here、Coiney、楽天スマートペイ、Squareなどがあ

りますが、現在はいずれも磁気ストライプの入ったクレジットカード取引を前提にしています。

ところが、先ほど説明した国際ブランド付きプリカも通信処理等はクレジットカードと同じであることから、実際に読み取ることは技術的に変わりません。この場合は電波によってオンラインで通信を行うのでオフライン取引にはなりません。一番の留意すべき点はやはり加盟店管理の問題です。今まではカード加盟店の審査が通らなかった個人や小規模のお店などでもこのビジネスモデルでは加盟店になり得ます。特定商取引法の対象となる加盟店も多く存在するため、今後ますますの加盟店審査と管理の態勢整備が求められます。



### 最後に

プリカは①少額の現金の代替ができる ②端末・レジ等での処理スピードが早いので支払い等がスムーズである ③前払いで購入した限度があるため使い過ぎが防止できる ④ギフトとして利用できる、というような点が他の決済手段より優れています。特に子どもやお年寄りにとっては、レジ前のおつりのやり取りも省け便利なツールです。アメリカでは銀行口座やクレジットカードを持たない層に対して、手当や援助金等を配るために与信を必要としないプリカ（ペイロールカード）を活用する動きがあります。少額の現金の代替という利点を生かした商品は、日本でも今後ますます増えるでしょう。

新しい決済手段やソリューションは、クレジットカード、デビットカード、プリカや資金移動のしくみなど複合的になっている面もあり、利用者の利益の保護を図るためにはまずその性格等をよく知って理解することが肝要です。

- \* 1 （一社）日本資金決済業協会「前払式支払手段の発行額の推移」
- \* 2 日本クレジット協会「消費者信用実態調査 信用供与額総括対比表（推計）」
- \* 3 金融機関のキャッシュカードに付帯されたサービスで、店舗で買い物をしたときに提示すると代金が口座から即時に引き落とされる
- \* 4 業務上の問題点や課題を解決するために導入される情報システム全般のこと